

# 使用済の小型家電の回収をしています。



日本では、年間65万トンの小型家電が使われなくなっていますが、その中には貴重な金属が含まれています。宍粟市では、リサイクルをもっと進めるよう従来「燃やさないごみ」で出している小型家電の回収をしています。回収された小型は、国の認定を受けた認定事業者に受け渡し、分解・破砕した後、金属の種類やプラスチックごとに選別し、金属精錬事業者が有害物質を処理し、金属資源として再生します。不要になった小型家電は、使用済小型家電回収ボックスに出していただきますようご協力をお願いします。

## 使用済小型家電回収ボックスの設置場所

宍粟市役所1階  
一宮市民局  
波賀市民局  
千種市民局

## 使用済小型家電回収ボックスに出せるもの

**\* 10cm×25cmのボックス投入口に入る大きさの物**



## その他

ICレコーダー・ノートパソコン・デスクトップパソコン（付属品は除く）・DVDプレーヤー・BDプレーヤー・BS/CSアンテナ・CS専用アンテナ・ビデオカメラ・電子辞書・カーステレオ・電気ドリル・電気のこぎり・その他電気工具・電子レンジ・炊飯器・ホットプレート・電気カミソリ・電気ストーブ・扇風機・プラグ・リモコン・ACアダプタ など

## 注意すること

回収できる小型家電は、一般家庭で使用されたものに限ります。回収できないものは、「燃やさないごみ」や「粗大ごみ」で出してください。個人情報の含まれるものは、あらかじめ消去してからボックスへ出してください。一度回収ボックスに入れたものは、取り出すことはできません。家電リサイクル法対象品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機）は回収できません。

ご不明な点は市役所にお問い合わせください。